

茂原市休日の学校部活動地域展開における地域クラブ募集要項

1 目的

茂原市は、持続可能で身近にスポーツや文化に触れる機会を中学生に提供すること、および教職員の労働環境の改善を図ることを主な目的として、令和5年度から休日の学校部活動を地域クラブで展開する取り組みをしてきた。

令和7年度は、この2年間に準備を進めてきた2種目以外の部活動について休日の学校部活動地域展開を実施する地域クラブを募集した。令和8年度はこれらの地域クラブが学校部活動と並立するかたちで活動を開始しているが、生徒のニーズを十分に満たす地域クラブは確保できていない。令和8年度は、さらに運営主体・実施主体を募集するにあたって、必要な事項を定める。

2 募集する種目

剣道 サッカー 陸上競技 卓球 ソフトテニス バスケットボール
バドミントン 軟式野球 吹奏楽 美術 マンドリン 箏
その他、中学生の活動にふさわしいもの

3 募集期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 応募の方法(「令和8年度実施団体届」と「令和8年度認定要件確認書」の2種類の申請書、学校教育課のウェブページからダウンロード可)

- ①市役所9階学校教育課窓口で直接申し込む。
- ②メールで申し込む。(受領メールを返信しますので、必ず確認してください。)
- ③郵送で申し込む。

5 募集する地域クラブの活動概要

(1) 活動内容

- ①すでに茂原市内等の中学生を対象に「2 募集する種目」の活動を行っている団体
- ②新規に茂原市内等の中学生を対象に「2 募集する種目」の活動を行おうとする団体

(2) 活動場所

- ①各団体が活動をしている活動場所
- ②茂原市内小中学校施設、茂原市内公共施設
- ③茂原市近隣の公共施設等

(3) 対象

- ①中学校1～3年生(ただし小学生や高校生以上の参加も可)

(4) 定員・会費

- ①定員や会費については、運営主体・実施主体が定める。ただし、会費についてはできるだけ低廉になるようにする。

(5) 活動時間

- ①活動時間については、土日どちらか1日および休日の3時間程度までとする。
(ただし、特に必要な場合は学校と連携し週5日、11時間以内の範囲で両日活動可。)

6 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」の内容を理解し指導にあたっている。
- (2) 「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」の内容を遵守している。
- (3) 勝利至上主義に陥ることなく、生徒の個性を伸長する指導を心がけている。特に、以下の項目に重点を置いたクラブ運営を行っている。
 - ①効果的な指導
 - ②生徒とのコミュニケーション
 - ③いじめの防止と適切な集団作り
 - ④体罰やハラスメントの厳禁
 - ⑤安全に対する指導
- (4) 指導者、会員ともに傷害保険に加入している。指導者については、賠償責任保険が付帯されている。
- (5) 会員の練習内容や状況について、保護者や学校の部活動顧問との連携をとっている。
- (6) 保護者・会員との緊急連絡体制を構築するとともに、緊急時以外の個人的なやり取りによるトラブルが発生しないよう留意している。
- (7) 地域クラブの役員や会費等について明記されたものが具備されている。
- (8) 会員の大会参加のための指導者資格を所持する指導者がいる。
- (9) 休日の活動を行う活動場所が確保されている。（予定でも可）

7 その他

- (1) 各団体の活動にかかる費用については、会員による月謝等の独立採算で活動する。
- (2) 各団体内で起こった事故やけがについては、会員が加入する保険で対応するものとし、各団体がその責任を持つものとする。保険への加入は、必ず全会員・指導者が加入するものとする。
- (3) 「実施団体届」に記載された内容については、各学校・関係生徒に配布する地域クラブの一覧に掲載することを了承しているものとする。
- (4) 活動場所については、公共施設や学校を使用することは可能とするが、利用にあたっては、各団体が利用の手続きを行う。「確認書」の提示により、茂原市の地域展開受託団体として茂原市の公共施設については、半額減免となる。学校施設利用の際にも提示する。また、施設の破損があった場合は、各団体が責任をもって現状復帰するものとする。
- (5) 公共施設や各学校の備品については、無償での使用が可能であるが、その施設管理者に相談し許可を得た上で使用する。消耗品（ボール等）については、原則、各団体が持参するものとする。
- (6) 各団体が運営上の不備があった場合には、認定を取り消すことがある。

8 申請先・問い合わせ先

- (1) 〒297-8511 茂原市道表1番地

茂原市教育委員会教育部学校教育課 担当：鈴木・吉野

電話：0475-20-1558 メール：gakkou@city.mobara.chiba.jp